

## 少人数教育の推進に関する意見

国は、少人数による指導体制の計画的な整備のため、義務標準法の改正により、小学校について、学級編制の標準を5年かけて35人に計画的に引き下げるために必要な教職員定数を措置することとしたところである。

我々は、これまで長年にわたり、国に対して公立小・中学校における少人数教育の推進を要請してきた。今回の国の決定については、教室におけるソーシャルディスタンスの確保や、学校教育のICT化により、これまで以上に子どもたち1人ひとりに応じたきめ細かな指導が必要となることから、歓迎するところである。

一方、その実現に当たっては、市町村によって、学校施設の増改築が必要となることや教員不足の問題等、様々な課題が懸念される。

については、国においては、市町村が35人学級への移行を円滑に進めることができるよう、下記のとおり必要な措置を講じるよう強く求める。

### 記

1. 市町村の意見を踏まえた少人数教育の実現について  
公立小学校における少人数教育の実現に当たっては、設置者である市町村の意見を十分に踏まえ、必要な支援を講じること。
2. 義務標準法改正における経過期間等について  
市町村によっては、学校施設の増改築に相当な期間と費用を要すること等から、35人学級への円滑な移行のために、義務標準法改正に当たっては、経過期間等において柔軟な学級編制が可能となるよう、法令等において明確な措置を講じること。
3. 少人数教育を可能とする教員の確保等について
  - (1) 多くのベテラン教員が定年退職する時期を迎えている中、全国的に教員の採用倍率は減少傾向にあることから、質の高い教員の確保について、早急に実効性ある方策を講じること。
  - (2) 加配定数を基礎定数に振り替えた場合、加配により独自に行っている専科指導員や日本語指導員等の配置ができなくなるなど、これまで実施してきたきめ細かな指導体制の構築が困難になる恐れがあることから、加配措置については後退させることなく、教職員定数を拡充させること。
  - (3) 教員が産休・育児休業を取得した際の代替教員の確保が困難であるため、臨時的任用教員の確保策を講じること。
4. 教員の負担軽減について  
教員の負担を軽減し、児童生徒の教育に注力するため、特別支援教育支援員やICT支援員、スクール・サポート・スタッフ等、教員をサポートする人材の配置に必要

な財政措置を拡充すること。

5. 公立小学校施設の整備に係る財政措置の拡充について

少人数教育の実現によって生じる公立小学校の教室不足等に対応するため、学校施設の増改築に係る財政措置を拡充すること。

令和3年1月5日

全国市長会 会長 立 谷 秀 清

全国町村会 会長 荒 木 泰 臣